

権利擁護

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がい者、精神障がい者などで、親族等の身寄りがない場合など成年後見制度の申し立てが困難な人について、市長が申し立てを行います。

また、生活保護基準相当の低所得のため、後見人などに対して報酬が支払えない場合、報酬の助成を行います。

●申し込み・お問い合わせ

宗像市障害者生活支援センター（宗像市役所北館内）

TEL 0940-34-2411 FAX 0940-34-2422

ライフサポート事業

認知症・知的障がい・精神障がいなどで、判断能力が不十分のため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方などを対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理、郵便物の管理などのお手伝い、大切な書類や印鑑・通帳などを安全にお預かりします。契約後は使用料や預かり料が必要です。

●お問い合わせ

宗像市社会福祉協議会

TEL 0940-37-1300 FAX 0940-37-1393